

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	『古事記』における「登岐土玖能迦玖能木実」の位置づけ
Author	根来, 麻子
Citation	文学史研究. 56 卷, p.15-30.
Issue Date	2016-03
ISSN	0389-9772
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学国語国文学研究室
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

Osaka Metropolitan University

『古事記』における「登岐士玖能迦玖能木実」の位置づけ

根来 麻子

はじめに

『古事記』中巻・垂仁天皇条の末尾には、多遲摩毛理が「登岐士玖能迦玖能木実」を得るといふ勅命を果たすため「常世国」へと赴くが、その帰国を待たずに天皇が崩御してしまうという逸話が載る。以下、本文を示す。

又、天皇、以三宅連等之祖、名多遲摩毛理遣常世国、令求登岐士玖能迦玖能木実〔自登下八字、以音〕。故、多遲摩毛理、遂到其国、採其木実、以纒八纒、矛八矛¹⁾将来之間、天皇、既崩。尔、多遲摩毛理、分纒四纒、矛四矛²⁾献于太后、以纒四纒、矛四矛、献置天皇之御陵戸³⁾而、擊其木実、叫哭以白、〔常世国之登岐士玖能迦玖能木実、持参上侍〕。遂叫哭死也。其登岐士玖能迦玖能木実者、是今橘者也。此天皇御年、壹佰伍拾参歳。御陵、在菅原之御立野中也。又、其太后比婆須比売命之時、定石規作。又、定土師部。此后者、葬狭木之寺間陵也。

〔古事記〕中巻）
なぜ、垂仁天皇は登岐士玖能迦玖能木実を取りに行かせたのか。こ

のことに關して、登岐士玖能迦玖能木実（今橘）を不老不死（長寿）の薬と位置づける説がある。及川智早氏は、登岐士玖能迦玖能木実が「常世」から将来されたこと、橘が現実世界において保存の効く植物であったことから「橘は不老不死の薬としてその時代の人々に観じられていたのではあるまいか」とした上で、「垂仁天皇がタヂマモリを常世国に遣わして、『非時の香の木実』を探求させた理由は、不老不死を獲得するためであったと考えられる」とし、当該譚と徐福伝説との類似を指摘する。また、西郷信綱氏は「『ときじくのかくの木実』をたんに食用のものと考えてはなるまい。それはもつと神秘にみちた、不老長寿を呪する果実として愛でられたわけで、だからこそタヂマモリはそれが間にあわず、天皇がついに他界してしまったので、泣き悲しんだという文脈になる」とする。他、井上さやか氏も「不老長寿の仙薬」と捉えている。これらはいずれも、登岐士玖能迦玖能木実は、薬として服用目的で将来されたという理解である。

確かに、「橘皮丸」〔治口中爛瘡〕（倭名類聚抄）卷十二、香薬部第十八）や「橘皮丸」〔延喜式〕卷三十七、典薬寮）などのように、後世においては、実際に橘の皮が薬として用いられた形跡はある。ただ、当該譚における登岐士玖能迦玖能木実を不老不死（長寿）の薬と

位置づけるには、いくつかの疑問がある。一点目は、登岐士玖能迦玖能木実という名称である。これはこの実が持つ視覚的な印象を名称化したものと捉えられるため（詳細は後述）、その霊力が服用によって発揮されると理解すること（つまり薬として位置づけること）との間に若干の乖離があるように思われるのである。二点目は、登岐士玖能迦玖能木実に対する「是今橘者也」という注釈の存在である。植田麦氏が、当該譚について「神秘の植物である『登岐士玖能迦玖能木実』に対して、語りが『橘』という常緑樹である霊木のイメージを与えることよって、その永遠性を明示するものと判断できる。『登岐士玖能迦玖能木実』と『橘』の紐帯が示されるということをただ『今』あることの起源としてみるだけではなく、むしろ語りにおける『橘』が物語の『登岐士玖能迦玖能木実』の存在を導いていると受け取るべきである」と指摘するように、「今」（語りの時点）において橘がどのようなものとしてあるのかということは、登岐士玖能迦玖能木実の位置づけを導くための重要な要素となる。奈良時代以降の「橘」は、後述するように装飾として特殊な役割を担っており、そのこととの関わりを目を向けることが不可避である。また三点目は、登岐士玖能迦玖能木実が「縵八纒矛八矛」という形状によって将来されることである。なぜ、採取した木の実を、「縵」「矛」という形状で持ち帰ったと語られるのか、その意味を考慮する必要があると思われる。

本稿では、以上の疑問点に則し、当該譚における登岐士玖能迦玖能木実の位置づけについて考察を加えることとしたい。

1. 登岐士玖能迦玖能木実

登岐士玖能迦玖能木実とは、『日本書紀』では「非時香菓」と書かれることから、香りのよい果物の意と解されることが多い。しかし、新潮日本古典文学集成『古事記』が「かく」は「香」ではなく「輝く」の意。橘の黄金色をいう」としたように、実の色合いを名称化したものと捉えるべきではなからうか。宣長が「香は常に迦とこそいへ、迦玖と云ふことは未聞ねば、玖の意は詳かならず。【迦具波志と云は、香の妙しきにて別なり。故清濁も異りて、迦具波志には、何れも濁音の具を書き、迦玖の玖は、書紀の訓注にも、清音の俱を書き、萬葉十八の歌にも、香久、可久など書て、皆清音なり。混ふべからず】」（『古事記伝』）とし、西宮一民氏も「迦玖」をカグと訓み「香（かく）」の意とするのが通説だが、これはカクとしか訓めない。されば「輝（かく）」の意とする」と指摘したように、「玖」が清音であることから、「迦玖」を「かくはし」の意味には取れない。現代語は「かがやく」の第二音節「が」は濁音であるが、「焯（中略）加、也久」（『新撰字鏡』）「可々や介利」（『日本霊異記』上巻第一話、「炫」訓注）のように、古語では清音であった可能性が高い。また、『日本書紀』では確かに「香菓」と書かれるが、宣長が指摘するように、訓注「箇俱能末」の「俱」は清音「ク」の仮名であるから、「カクノミ」という倭語を指示したものと理解される。『香菓』は嗅覚上からの表記であり、カクノミは視覚上の名⁵⁾という解釈もあるが、「香菓」は必ずしも「香り高い果実」のみを指す言葉ではないようである。漢籍にお

ける「香菓」(「香果」)の例を挙げる。

復有^二國王、名曰^二月分^一。王有^二太子^一。愛^二著美味^一。王守園者、日送^二好果^一。園中有^二大樹^一。樹上有^二鳥養^レ子^一。常飛至^二香山^一中、取^二好香果^一以養^レ其子^一。眾子爭^レ之、一果墮^レ地。守園人晨朝見^レ之、奇^二其非常^一、即送與^レ王。王珍^二此果香色殊異^一。太子見^レ之便索^レ王。(後略)

(「法苑珠林」卷七十一、欲蓋篇第八十一、五欲部第二、呵欲部第四) 仏教の教えにおいて、人の欲を諫める説話の一部である。ある国の王に太子があり、美味なるものを好んだ。王の庭園の守衛は、日々そこで取れた「好果」を王に送っていた。庭園の中には一本の大樹があり、鳥の親子が巣を作っていた。鳥の親は香山へ行き、「香果」を取って来ては子供たちに与えていた。あるとき、子供たちが「香果」を争い、果実が一つ地面に落ちてしまった。それを守衛が見つけ、珍しさに王に送ったところ、その香りや色合いを珍しみ、太子もそれを欲しがった。

ここでは、「香山」に成る果実を「香果」と称している。「香山」は「香醉山」とも言われ、一説に崑崙山とも同一視される⁽¹⁰⁾。神仙が住む理想郷とされ、美しい音楽が鳴りひびき、薫香に満ちているという。王の庭園の木に棲む鳥が持ち帰ったのは、理想郷の妙なる果実だったのである。また、次のような例もある。

到^二七月七日^一、乃修^二除宮掖^一、設^二坐大殿^一。以^二紫羅薦地^一、燔^二百和之香^一。張^二雲錦之幃^一、燃^二九光之燈^一。列^二玉門之棗^一、酌^二蒲萄之醴^一、躬監^二香果^一、為^二天宮之饌^一。帝乃盛服、立^二於階下^一、敕^二端門之内不^レ得^レ有^二妄窺者^一。内外寂謐、以候^二雲駕^一。

(「太平広記」神仙三、漢武帝) 漢の武帝が、西王母を降臨させるための儀式の準備を行っている場面である。宮廷内を飾り整え、神饌を用意する。その中に「香果」がある。直前にみえる「玉門之棗」も、『藝文類聚』に「真人閔令尹喜内伝曰、「尹喜共^二老子^一西遊、省^二太真王母^一。共食^二玉門之棗^一。其実如^レ瓶。(後略)」とあるとおり、「太真王母」(西王母)の住まう仙界において食べられるものである。よって「香果」も、供御として用意された珍果であることが想定できる。

このようにみると、『日本書紀』の「香菓」も、必ずしも香り高い果実をいうものとは断じきれない。むしろここでは、常世国という神仙世界の珍しい果実を表すために選ばれた漢語とみるべきであろう。とすれば、『日本書紀』に「香菓」とあることをもって、登岐士玖能迦玖能木実を「香りのよい果物」の意に解すべき必然性は低く、むしろ訓注「箇俱能未」の「俱」が清音で書かれていることを重視すべきではなからうか。

「カク」を「輝く」の意ととらえ、登岐士玖能迦玖能木実とは、時節を定めず輝く木の実、と理解するのが穏当であろう。

2. 橘の実

「是今橘者也」と記され、登岐士玖能迦玖能木実と同一視される橘の実もまた、「金衣」(『倭名類聚抄』)と称されるように、香りよりも、実の色合い・輝きに注目されるものである。『万葉集』をみると、橘

の実は一律、照るもの、色を愛でるものとして詠まれている。家持の橘歌には、

：秋付けば しぐれの雨降り あしひきの 山の木末は 紅に
にほひ散れども 橘の 成れるその実は ひた照りに いや見が
欲しく：

というように、秋には他の木々が紅葉してやがて散ってしまうことは対照的に、橘の実のいよいよ照る様子が描かれる。同じ家持作では、福麻呂歌への追和歌に、

常世物 この橘の いや照りに わご大君は 今も見るごと
大君は 常盤にまさむ 橘の 殿の橘 ひた照りにして

がある。また、橘諸兄邸における肆宴では、河内女王・栗田女王によつて、

橘の 下照る庭に 殿建てて 酒みづきいます 我が大君かも
月待ちて 家には行かむ 我が挿せる 赤ら橘 影に見えつつ

が詠まれている。さらに、新嘗会においては、群臣が橘をうずに刺すと歌われる。

鳥山に 照れる橘 うずに刺し 仕へ奉るは 卿大夫たち
：やすみしし 我が大君の 神ながら 思ほしめして 豊の宴
見す今日の日は もののふの 八十伴の緒の 鳥山に 赤る橘

うずに刺し 紐解き放けて 千年壽き 壽きとよもし ゑらゑら
に 仕え奉るを 見るが貴さ (巻十九・四二六六)

前者は、藤原八束の作で、題詞に「廿五日新嘗会肆宴応詔歌六首」とあるうちの一首である。橘の実をうずに刺した群臣が奉仕する様子が歌われる。後者は家持の作で、こちらも豊の宴において、橘の実をうずに挿した群臣の様子が歌われる。この歌には作歌年時が記されていないが、新嘗会での作と推定する説もある。両者とも、橘の実は「照れる」「赤る」と、その色合いに焦点が当てられている。他に、古歌としてある、

橘の 照れる長屋に 我が率寝し 童女放りに 髪上げつらむか
も、橘の実の照る様子を詠み込んだものとして参照されよう。 (巻十六・三八二三)

このように見ると、橘の実は、その色・輝きに意識が向けられていることがうかがえる。五月に咲く橘の花が、「橘の 匂へる香かもほととぎす 鳴く夜の雨に うつろひぬらむ」(巻十七・三九一六)というように、ホトトギスを誘う香り芳しいものとして詠まれることは対照的であるといえよう。

また、宣長が、
此菓は、夏よりなりて、秋を経て、冬の霜雪にもよく堪へ、又探
て後も久しく堪て腐敗れず、時ならぬころにも、何時もある物な
ればなり (『古事記伝』巻二十五)

としたように、橘の実は、その不変性にも意識が注がれていたものと思われる。橘の木自体が常緑で永続性の象徴であることは、周知の通り、「橘は 実さへ花さへ その葉さへ 枝に霜置けど いや常葉の

木」(巻六・一〇〇九)のような例からうかがえる。加えて、

橘の ことを橘 八つ代にも 我は忘れじ この橘を

(巻十八・四〇五八)

のような例には、実そのものと永続性との関連が認められる。「とを」は実の撓わな様子をいうことから、豊かに実った果実を通して、「八つ代」の永続を言祝ぐ表現である。正倉院文書には「橘子九椀」とあり、三保忠夫氏は助数詞「椀」について「個々の実を数えるものでなく、複数の実の付いた小枝を数える方法であったと考えられる」としている⁽¹⁹⁾。橘の実は、葡萄のように複数個が密生するもので、「とを」はそのような様子を称賛したものと見えるだろう。また、前掲した、

大君は 常盤にまさむ 橘の 殿の橘 ひた照りにして

(巻十八・四〇六四)

も、橘の実の「ひた照」ることが「常磐」の象徴となっている。輝かしい色合いが長期間続くことが、橘の実の特徴であるといえるだろう。時代は降るが、『枕草子』にも、

四月のつごもり、五月のついでたちの頃ほひ、橘の葉のこくあをきに、花のいとしろう咲きたるが、雨うちふりたるつとめてなどは、世になう心あるさまにをかし。花のなかよりこがねの玉かと思えて、いみじうあざやかに見えたるなど、朝露にぬれたるあさばらけの桜におとらず。〔木の花は〕

というように、橘の実を「こがねの玉」とし、その輝きを称賛する箇所がある。ここでの実は、昨年実ったものが残っているとみてよく、橘の実の持続性、不変性がうかがえる。また、『性霊集』巻四には、乙訓寺に成る柑橘を採って嵯峨天皇に献じた表と詩とがあり、そ

の中でも橘の実は、次のように讃美されている。表には、

沙門空海言、乙訓寺有_レ数株柑橘樹。依_レ例交_二摘取来_一。問_レ数足_レ千。看_レ色如_レ金。々者不_レ変之物也。千是一_レ聖之期也。(後略)

とあり、実が金色であることと共に、金が不変の象徴であることが述べられる。また詩には、

桃李雖_レ珍不_レ耐寒 豈_レ如_レ柑橘遇_レ霜美_一

如_レ星如_レ玉黄金質 香味心_レ堪_二実_一 薑薑 (後略)

とある。桃やすももは珍しいものであるけれども、柑橘が寒さに負けずその美しさを保つことには叶わない、とし、その様子を星や玉に喩える。さらに、「薑薑」(神饌を盛る容器)に盛るにふさわしい、とその香味の良さも讃えている。

このように、橘の实には、輝かしい色合いと日持ちの良さ(不変性)という二点が、特徴的な属性として認められていたことが分かる。「時節を定めず輝く木の实」という意味を持つ、登岐士玖能迦能木実という名称は、以上のような橘の实の属性と整合するものである。「是今橘者也」と注されることによって、登岐士玖能迦能木実には、橘の实の持つこういった視覚的な印象が重ねられているとみるべきであろう。

さらに注意すべきは、こういった橘の实の色合いや不変性が、歌においては一種の賛辞として機能している点である。『万葉集』において橘の实は、単なる叙景ではなく、ほとんどの場合、寓意を含む文脈に登場する。先に挙げた家持の追和歌は、「いや照り」「ひた照り」という言葉によって、「わが大君」「大君」(元正太上天皇)を讃美する⁽²⁰⁾。また、橘諸兄邸肆宴における二女王の歌では、「下照る」橘や「赤ら

橘」は、言うまでもなく宴の主人・諸兄を讚美するための称詞とみてよい。

植物の様子が、天皇もしくは天皇の治世の繁栄の象徴とされることは、次のような例にもみえる。

つぎねふや 山代河を 河上り 我が上れば 河の上に 生ひ立てる 鳥草樹を 鳥草樹の木 其が下に 生ひ立てる 葉広 斎
つ真椿 其が花の 照り坐し 其が葉の 広り坐すは 大君ろかも
〔古事記〕下巻、仁徳天皇

仁徳天皇が八田若郎女を娶ったことに嫉妬した石之日売太后が、難波に帰らずに山代へ上った際に詠んだとされる歌である。ここでは、真椿の花の「照り」と葉の繁茂する様子が、そのまま大君の姿に重ねられている。

同様の例は、雄略天皇の豊樂の際に、大后・若日下部王が詠んだとされる歌にもみえる。

俊の この高市に 小高る 市の高処 新菅屋に 生ひ立てる
葉広 斎つ真椿 其が葉の 広り坐し その花の 照り坐す 高
光る 日の御子に 豊御酒 献らせ 事の 語言も 是をば

〔古事記〕下巻、雄略天皇

三重の采女が、楓の葉の落ちた盃を天皇に献上し、怒りを買って殺されそうになるものの、楓の葉にちなんで天皇の治世を寿ぐ歌を奏上し、罪を免れたという場面である。采女が楓の葉を詠むのに対し、大后は、真椿の葉の広がりや赤い花の鮮やかさを以て、天皇を讚美するのである。

3. 装飾としての橘の実

みてきたように、橘の実がその色合いと不変性においてクローズアップされ、賛美と結び付くことは、それがしばしば装飾具として用いられることも無関係ではないだろう。植物を装飾として用いるのは、その植物の生命力にあやかる行為であると考えられている。そして、以下の例のように、植物を身につけることによって、他者の幸福を念じたり、永続性を寿ぐ場合のあったことが知られる。

あしひきの 山の木末の ほよ取りて かざしつらくは 千年寿
くこそ
(巻十八・四一三二)

青柳の 上枝攀ち取り かづらくは 君がやどにし 千年寿くと
そ
(巻十九・四二八九)

前者は、正月二日に詠まれたもので、常緑の「ほよ」(宿り木)をかざしにして、宴の出席者らの長寿多幸を祈っている。また後者は、若々しい柳を折り取って頭に装飾することが、橘家の末永い繁栄の祈念として歌われている。

橘の実は、もちろん食用としても流布していた。このことは、正倉院文書の記録や『常陸国風土記』の「多時橘、其実味之」(香島郡)などから分かる。『延喜式』にも、内膳司が用意する天皇や皇族の食料の中に頻出する。ただ、正倉院文書に「橘子」が「升別五文」、同資料に「搗栗子」が「升別十三文」とあることに照らせば、高価ではないごく一般的な食料であり、特段珍重されるものではなかったらしい。¹⁰⁾

一方、装飾としての橘には、ある種の特殊性がうかがえる。とい

うのも、かざらやうず、かざしなど、装飾具の材料として用いられるのは、基本的には草花であり、食用になるような大きさの果実が使用されるのは、橘に限られるからである。加えて、その用いられ方が、以下示すように永続性を言祝ぐという在りようをみせる点でも注目される。

先に挙げたように、『万葉集』には、新嘗会において橘の実を「うず」に挿す例が二例みえる。用例を再掲する。

島山に 照れる橘 うずに刺し 仕へ奉るは 卿大夫たち

(卷十九・四二七六)

：やすみしし 我が大君の 神ながら 思ほしめして 豊の宴
見す今日の日は もののふの 八十伴の緒の 島山に 赤る橘
うずに刺し 紐解き放けて 千年寿き 寿きとよもし ゑらゑら
に 仕え奉るを 見るが貴さ (卷十九・四二六六)

「うず」とは、『日本書紀』に「十二月戊辰朔壬申、始行冠位。(中略)唯元日着警華。【警華、此云于橘】(卷二十二・推古天皇十一年)とあるように、冠に着ける装飾をいう。ただしそれは、平館英子氏が『うずにさす』は樹木の聖性を感染させる呪的習俗としての行為を表現し、『うず』はその呪物の意と考えられる」と指摘するとおり、元来は単なる装飾ではなかった。『古事記』中巻において、死に瀕した倭健命が詠ずる国歌に「命の 全けむ人は 豊薦 平群山の 熊櫛が葉を うず(宇受)に挿せ その子」(『日本書紀』では景行天皇の西征における国歌で、「白櫛の枝」となっている)とある櫛の葉(枝)の「うず」は、常緑樹である櫛の生命力を身につけよ、と歌われることで、周囲の人びとの長寿延命を願うものとされる。こ

ういった例に照らせば、新嘗会において橘を「うず」に挿すことは、その常緑の生命力とともに、実の輝かしさや不変性を身に受けることが目的とされていたと考えられる。そしてその行為は、上記二首においては、「仕へ奉る」「千年寿き 寿きとよもし 仕へ奉る」というように、臣下らの奉仕のさまとしてあらわれる。橘を装飾具として用いることは、身につける本人のみならず、天皇をはじめとする場の人々の「千年」を「寿く」ことへと繋がっているのである。

なお、四二七六・四二六六における「嶋山」が、通常の庭園ではなく、後世大嘗祭において用意された「標山」と呼ばれる「作り物」の類ではないかとする見解がある。廣岡義隆氏は、四二七六の注釈において、「うずに刺す」ことについて荷田春満の『大嘗祭儀式具釈』に「献御挿頭、……次賜臣下挿頭」とあることを挙げ、橘はその「挿頭」であると述べている。そして、橘が詠えられている「嶋山」は、「室内の造り物のそれと考へざるを得ない」としている^①。また、東野治之氏は、「新嘗会の宴は宮城中心部で催されるものであり、庭園の橘とこののでは理解しにくい。ここはやはり、庭園の築山のように樹木を植え付けた標の山的な存在を考へるべきであろう」としている^②。

標山について具体的に伝える資料として、次の『続日本後紀』の記事がある。

戊辰、御豊樂院、終日宴樂。悠紀主基共立標。其標、悠紀則慶山之上栽梧桐、両鳳集其上。從其樹中起五色雲、雲上懸悠紀近江四字。其上有日像。日上有半月像。其山前有三天老及鱗像。其後有連理吳竹。主基則慶山之上栽恒春樹、樹上泛五色卿雲。雲上有霞。霞中掛主基備中四字。且其山

上有「西王母献益地图」、及偷「王母仙桃」童子、鸞鳳麒麟等像上。其下鶴立矣。

〔続日本後紀〕天長十年十一月十六日

悠紀・主基二国が立てる標山には、鳳凰や五色雲、西王母など、仙界を想定した景物がきらびやかに配置されているさまがうかがえる。これは平安時代初期の例であるが、奈良時代にこのような標山がすでに存在した可能性について、東野氏は次の例を重要な手がかりとして挙げる。

和銅元年十一月廿一日、供「奉拳」国大嘗。廿五日、御宴。天皇、誉「忠誠之至」、賜「浮杯之橘」、勅曰、「橘者菓子之長上、人所好。柯凌「霜雪」而繁茂、葉経「寒暑」而不彫。与「珠玉」共競光、交「金銀」以逾美。是以汝姓者賜「橘宿祢」也」

〔続日本紀〕卷十二・天平八年十一月

天平八年十一月、葛城王ら兄弟は母・県犬養三千代が和銅元年に賜った橘姓を継ぎたいと聖武天皇へ上表する。その上表文に、三千代が元明天皇から橘姓を賜った当時の様子が、右のように記されている。東野氏は、ここに橘を浮かべた杯が登場する理由を「大嘗会の宴に橘を使った作り物（筆者注・標山のこと）が用意されていたのではなかったか」とした上で、元明天皇の勅の内容について、次のように指摘する。

橘が「珠玉と共に光を競」うとか、「金銀に交りて以って愈よ美し」という表現は、さきにもふれた「玩好・金銀刻鏤等」を用いた標の山（筆者注・後述する弘仁十四年の記事参照）のようなものを念頭に置かなければ、理解できない。通常の比較表現としては、何とも不自然である。

確かに、「与「珠玉」共」、「交「金銀」」という表現からは、橘の実が実際に「珠玉」や「金銀」と共にある状況を想定するほうが自然である。「珠玉」や「金銀」は、実の輝きを強調するために持ち出された比較表現である。というよりは、眼前に存在した標山の景であるという理解が肯える。すなわち、金銀珠玉による装飾の中に、橘が交えられているというのである。

橘の実が「標山」に用いられた例には、『類聚国史』の次の記事がある。天皇の代替わりが頻繁で大嘗祭が続き、人々の負担が多いため、豪華な装飾を取りやめる旨が記された箇所である。

但齋場依「例定」北野、「一切不用」玩好「金銀刻鏤等之飭」。唯標者、以「榭造」之、用「橘并木綿等」飭之、即書「悠紀王基字」、以着「樹末」。凡以「清素」、供「神態」耳。

〔類聚国史〕卷八、弘仁十四年十一月

標山は榭の木で作り、橘と木綿等で装飾し、「悠紀」「主基」の文字を書いたものを木の先端に着けよ、と指示されている。先述した天長十年の「標」が、五色雲や日月他、様々な景物を象った豪華なものであることに照らせば、この「標」は大層質素なものであるといえる。しかし、その最低限の装飾として残されたのが橘と木綿であるということ、大嘗・新嘗会における橘の重要性を物語っているとも考えられよう。

新嘗会以外では、五月の節句の装飾として橘の実が用いられたと思しき例がみえる。家持の橘の歌に「ほととぎす 鳴く五月には（中略）あゆる実は 玉に貫きつつ 手に巻きて 見れども飽かず」（巻十八・四一一）とあり、花が咲く五月に、実を玉としてつなぎ装飾

とすることがあったことがうかがえる。「あゆる実」は成熟せぬまま地面に落ちた実である。菖蒲や蓬などとともに五月の節句の装飾として用いられるのは、「かくはしき 花橘を 玉に貫き 送らむ妹は みつれてもあるか」(巻十・一九六七)のように、実よりも花の方が圧倒的に多いが、家持歌には他にも、

我がやどの 花橘の いつしかも 玉に貫くべく その実なりなむ (巻八・二四七八)

我がやどの 花橘は 散り過ぎて 玉に貫くべく 実になりけり (巻八・二四八九)

のように、実も玉に貫くものという自明の認識のもとに詠まれるものがある。また、『日本書紀』天智天皇条の童謡にも、

橘は 己が枝々 生れれども 玉に貫く時 同じ緒に貫く

(巻一十七、天智天皇十年)

と、橘の実を「玉に貫く」とする例がみえる。この歌謡は、百濟からの渡来人が叙爵を受け、等しくしかるべき地位を占めたことへの称賛を歌ったものと考えられている。ここでの橘は比喩表現であるが、その背景には、少なくとも当時の習慣として、橘の実を玉に貫いて用いることがあったことがうかがえる。五月の節句の装飾は、従来、中国の長命縷を模したものであると言われる。その装飾に橘の実が用いられたのだとすれば、そこには、長寿への願いが込められているとみてよい。

なお、類似するものとして、「山橘」がある。山橘はヤブコウジのこととされ、橘とは別個の植物であるが、「橘」という呼称が用いられている点で、両者は認識上、近似性が認められていたとみてよい。

あしひきの 山橘の 色に出でよ 語らひ継ぎて 逢ふこともあらむ (巻四・六六九)

あしひきの 山橘の 色に出でて 我は恋ひなむを 人目難みすな (巻十一・二七六七)

これらの例では、「山橘」は「色」を導く序詞として用いられている。家持歌にも、

この雪の 消残る時に いざ行かな 山橘の 実の照るも見む (巻十九・四二二六)

消残りの 雪にあへ照る あしひきの 山橘を つとに摘み来な (巻二十一・四四七二)

とあり、「照る」ものとして把握されている。橘の実と同様、色合いや輝きに意識が注がれる植物であったとみてよい。また、吉野政治氏が、山橘は大嘗祭などの飾り物に用いられる縁起物であり、「岩が根は緑も朱も映え色の山たちばなるときはかきはに」(『新撰和歌六帖』二一七九 藤原信実)などの歌から、長寿のシンボルであると述べている⁽²⁰⁾ことも、参照すべき事実であろう。

4. 「縷」矛」という形状

このように見てくると、橘の実には、長寿や永続性にかかわる装飾具としての役割が少なからずあったことが分かる。すると、多遅摩毛理譚における登岐士玖能迦玖能木実も、不老不死(長寿)の薬として服用目的で将来されたというよりは、装飾具としてその輝きや不変性

にあやかる目的があったのではないだろうか。このことについては、登岐士玖能迦玖能木実が持ち帰られた時の形状である「縷八縷矛盾」からも微証を得ることができるとは、

4-1、「縷八縷」

官長は「古事記伝」において、多遲摩毛理の将来した「縷八縷」の橘と、「延喜式」内膳式等にみえる「橘子く蔭」との類似を指摘し、その形状について「枝ながら折採て、葉も付ながらなるを云なるべし。凡て葉ある樹をば、常に蔭と云へばなり」と、葉の付いた枝と折り取ったものと解釈している。確かに、『延喜式』における「橘子く蔭」とのかかわりは見逃せない。しかし、形状の解釈としては、倉野憲司氏が「記伝の説は納得しがたい。縷の字が示す通り、橘の実を緒でつないで縷のやうにしたものではあるまいか」と指摘したように、実をつないで環状にし、「縷」（かづら。後述）状にしたものとする理解を支持したい。

「縷八縷」の「縷」とは、『篆隸万象名義』に「縷 繒无文」、『新撰字鏡』に「縷 繒无文也 阿也奈支太々支奴」とあるごとく、字義自体は「模様のない絹布」の意である。たとえば『養老令』巻第七衣服令には、諸臣の朝服として「初位、浅缥衣並皂縷頭巾」とある。初位は皂（黒色）の「縷」で出来た頭巾を被る決まりであったらしい。このように、明らかに「布」の意味の例がある一方で、布に限らず、頭に着ける物一般を指す用例が散見される。例えば、『播磨国風土記』賀古郡には、景行天皇が川の渡し賃として、被っていた「弟縷」を船に投げ入れると、その「縷」が光り輝いたという逸話がある。また、

『日本書紀』（巻第十三）には、安康天皇が大草香皇子の妹を大泊瀬皇子に嫁がせるよう命じた際、使者の根使主が、大草香皇子が差し出した「押木珠縷」を盗んだという逸話が載る。「弟縷」も「押木珠縷」も、布ではなく金属製の冠と考えられる。

「縷」字は倭語「かづら」の表記として用いられることがしばしばある。『日本霊異記』には、

栖軽、勅を奉り宮より罷り出で、緋縷著額、赤き幡竿を擎けて馬に乗り：（上巻・第一）

という例があり、訓釈に「縷【可川良】とある。「額に着け」とあるので、ここでは赤い鉢巻のようなものと想定される。『万葉集』では、「漢人も 筏浮かべて 遊ぶといふ 今日そ我が背子 花縷せよ」（巻十九・四一五三）や、「君が行き もし久にあらば 梅柳 誰と共に か 我が縷可牟」（巻十九・四二三八）のように用いられる。後者は「かづら」の動詞形「かづらく」の表記として用いられている。「かづら」は、

：洪谿の 荒磯の崎に 沖つ波 寄せ来る玉藻 片搓りに 可都良に作り 妹がため 手に巻き持ちて：（巻十七・三九九三）

の例に「手に巻き持ちて」とあるように、植物や玉などを連ねて環状にしたものを指す。また、多くの場合、「娘子らが かざしのために みやびをの 縷のためと 敷きませる 国のはたてに 咲きにける 桜の花の」にほひはもあなに（巻八・一四二九）のように、頭に戴くものであったと考えられる。

『日本書紀』にみえる「以華縷進于殯宮」（巻第三十・持統元年三月）、「以華縷進于殯宮」（同・持統二年三月）の「華縷」は、

仏前に供える冠状の装飾具が「縵」字で表されている。「華縵」とは、もともとはインドで生花の輪を首からかける風習があり、それが仏前に供えられるようになったものという²³。後には仏堂に掛ける金属製の装飾具になった。正倉院には聖武天皇の葬儀に用いられた布製の花縵（鬘）が残されている。このように、「縵」字は元来「模様のない絹布」という字義を持つが、上代文献での用例を見る限り、布に限らず、環状の装飾具の意で使用されることがしばしばある。

一方、『延喜式』の「橘子ノ蔭」の解釈については、九条家本『延喜式』卷三十九の「橘子廿四蔭」の注釈としてある「以葇十筋許作径四寸許輪、以花橘五六果結付件輪估却、俗謂一輪為一蔭」という傍書が参照される。これによれば、少なくとも九条家本が書写された平安時代後期においては、「一蔭」とは、藁で作った輪に橘の実を五六個結び着けたものと理解されていたらしい。

「蔭」という字は、光が遮られた部分や、光を遮るものの意（「天の御蔭 日の御蔭」『万葉集』卷一・五十二や祝詞）、あるいは隠れる意（「避自遊場、蔭松下」『常陸国風土記』）を表す。宣長が「橘子ノ蔭」を葉のついた橘としたのは、葉が陰を作ることからであるが、「御蔭」や「玉蔭」のように、環状の装飾具（冠）を指す例も散見される。

『播磨国風土記』には次のような用例がある。

蔭山里。【蔭岡冑岡】土中下。云蔭山者、品太天皇御蔭、墮於此山。故曰蔭山。又号蔭岡。（神前郡）

蔭山という地名が、品太天皇の「御蔭」が落ちたことに由来する、とするものである。「御蔭」は、『日本書紀』持統元年条の、

以「華縵」、進于殯宮。此曰御蔭。（卷第三十）

という訓注から、「華縵」を日本では「御蔭」と言うことが分かる。「華縵」は、先に見たように、環状の装飾具であるから、『播磨国風土記』の例は、品太天皇の冠を「御蔭」と言っているのであろう。また『万葉集』にみえる、

斎串立て 神酒す奉奉る 神主の うずの玉蔭 見ればともしも
（卷十三・三二二九）

の「玉蔭」は、「うず」を施した冠を指すと思われる。当該歌では、神主らが被る、飾りを施した美しい冠を「うずの玉蔭」というのであろう。

なお、「橘子ノ蔭」のように、助数詞として用いられる「蔭」は、他には平城京木簡に一例「冊蔭」とみえるが、何に対する助数詞として用いられているのかは不明である。

以上のように、「縵」「蔭」字それぞれの考察からみても、「縵八縵」とは、橘の実を環状にととのえ、身に着ける装飾具の形状にしたものとみてよいであろう。

4-2. 「矛八矛」

宣長は「矛八矛」についても『延喜式』内膳式にみえる「梓橘子」との関連を指摘し、「や、長く折たる枝の葉をば、皆除き去て、実而已着たるを云なるべし。其は、其状上代の矛の形に似たることぞありけむ」とする。しかしこれも、『古事記注釈』が「ホコ橘は、杵状に橘子を串に刺したのをいうようである」としたように、橘の実を枝から取り、何らかの形で棒状のものに着けたものとする解釈が妥当であ

ると思われる(ただし、次の考察から、『古事記注釈』が言うような「串刺し」ではなく、「結びつけた形状」と理解したい)。

「矛」は、「比比羅木八尋矛」(『古事記』中巻)や「独執矛、以何仲皇子入廁而刺殺」(『日本書紀』卷第十二)のように、実用の武器である一方、「天皇夢有神人、誨之曰、『以赤盾八枚・赤矛八竿、祠墨坂神。亦以黒盾八枚・黒矛八竿、祠大坂神』」(『日本書紀』卷第五)のように、神に奉る神宝としても用いられた。「瓊矛」(『日本書紀』卷第二)、「懸幡梓」(『延喜式』卷十三)のように、装飾を取り付けた「矛(梓)」もみえる。

当該部分には「竿」との異同がある。延佳本には「矛八竿」とあり、兼永本・猪熊本・曼殊院本・前田本・春瑜本にも「八竿」とある。また『日本書紀』も「八竿」である。竿は、

登_三河中石上、而投_レ鉤祈之曰、「朕西欲_レ求_レ財国。若有_レ成_レ事者、河魚飲_レ鉤。」因以_レ竿_二竿、乃獲_二細鱗魚_一。

(『日本書紀』卷第九・神功皇后摂政前紀)

というように、釣り竿の持ち手部分を指したり、

大君の 命恐み 見れど飽かぬ 奈良山越えて 真木積む 泉の
川の 速き瀬を 竿さし渡り (卷十三・三二四〇)

のように船を漕ぐための道具を指し、木製で棒状の器具一般を指す一方、「梓廿四竿」(『延喜式』)や前述の「赤矛八竿」(『日本書紀』)などのように、助数詞として用いられることも多い。諸本の異同も助数詞としての用法だろう。三保忠夫氏によれば、上代における助数詞「竿」は、「幡」「旗」「儀戈」「槍」などを数える際に用いられる。総じて棒状のものを数える助数詞であるが、植物に用いた例はない。

よって、「矛八矛」とは、「矛のような橋の枝」という比喻表現ではなく、棒状のものに橋の実を着けて作られたものだと考えられる。

『延喜式』「梓橋子」の解釈については、「蔭」と同様、九条家本巻三十九の「着竿橋」という書き入りが参照される。新嘗祭の豊楽料を挙げる箇所にも見える「梓橋子十枝」の右傍にあり、この注によれば「梓橋子」とは、「竿に橋を着けた」ものであるという。「竿」に何かを着けることについては、『延喜式』巻七・神祇・踐祚大嘗祭の条にも見える「以弓絃葉挿白竿四重。重別四枚」という記述が参考になる。これは、大嘗祭の班幣の際の「神服女」の出で立ちについて述べた箇所である。女らが手に持つ「酒柏」の説明として、弓絃葉を白竿に挿したものと、とする。

「梓橋子」の助数詞「枝」は、『延喜式』においては、「初一枝」「梓弓廿四枝」「梓二枝」「柄二枝」等とみえ、正倉院文書にも「錫杖肆枝」「刀子十枝」などがある。木で出来たもの以外にも、長さのある棒状の建材・器材に対して用いられる。大系『古事記』補注は「矛橋子は十枝又は十五枝とあるので、枝に実をつけたままのものと思われる」とするが、「枝」が植物そのものを指す助数詞として用いられる例は見えない。よって「梓橋子」も、枝に着いたままの実というよりは、実を取って棒状のものに結びつけた形状とみるほうが自然であると思われる。

*

以上の考察から、登岐士玖能迦玖能木実の「纒八纒」は環状で身に

つける形状、「矛八矛」は棒状のものに結び着けた形状ということが推測される。もとより、「縵八縵」「矛八矛」との関連性が指摘される『延喜式』の「橘子くわ蔭」「杵橘子」が、なぜそのような形状であるのかは定かではない。しかし、一方で食料としての橘子が、単位「斗」「顆」「房」などで計上されることに照らせば、「橘子くわ蔭」「杵橘子くわ枝」には、何か食用とは別の用途が想定されていたと考えられなくもない。神饌としても、たとえば「春日神四座祭」の祭神料には「橘子一斗」とあり、園井韓神三座祭の神祭料には、「橘子一百八十顆」とある。その中で、「蔭」という単位のもの、「杵橘子」と形容されるものとが対になって現れるのは、新嘗祭供御料（夜料・豊楽料）および正月三節の供御料に限られる。また、踐祚大嘗祭神御雑物には「橘子筥十合【別納十蔭】」とあり、筥入りの橘子とは別に、単位「蔭」で計上される形状の橘子が納められていたり、正月三節の供御料には、「橘子卅六蔭、杵橘子十五枝、掇橘子一斗」というように、「橘子くわ蔭」「杵橘子」以外に、「掇橘子」（ばらばらの状態をいうか）が用意されている。こういった記述は、「橘子くわ蔭」や「杵橘子くわ枝」に、食用や神饌として提供されるのは異なる、何らかの用途があったことをうかがわせる。

なお、縵と矛とが共起する例として、神話に描かれるアメノウヅメの出で立ちが参照される。

又又媛女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之稍、立立於天石窟戸之前
巧作排優。亦以天香山之真坂樹為髮、以蘿【蘿、此云此】
舸碓【為手纏】手纏、此云多須積、而火処焼、覆槽置【覆
槽、此云于該】顯神明之憑談。【顯神明之憑談、此云歌牟鵝可】

梨一（『日本書紀』卷第一、神代上第七段正文）

又下天鈿女命【古語、天乃於須女。其神強悍猛固。故以為名。
今俗強女謂之於須志、此縁也】以真辟葛為髮、以蘿葛為手纏【蘿葛者比可氣】以竹葉・飢想木葉為手草【今多久佐、
手持著鐸之矛而於石窟戸前覆誓槽】古語、宇氣布祢、約
誓之意【拳庭燎巧作排優、相与歌舞】（『古語拾遺』）

『日本書紀』では、「茅纏之稍」を持ち「天香山之真坂樹」を「鬢」とする。『古語拾遺』では、「著鐸之矛」を手に持ち、「真辟葛」を「鬢」としている。いずれも、もう一つの装飾として「手纏」があり、鬢と矛（稍）との純粹な対応例ではないものの、これらが神がかりの出で立ちとしてあることが注意される。平館英子氏は、これらアメノウヅメの装いに加え、『日本書紀』上巻「捉雷縁第一」において、小子部栖軽が雷を捉えにゆく出で立ちが「緋縵著額、擊赤幡杵」とあることを挙げ、矛（稍・杵）と鬢（縵）とを身につけることが、招神・憑代を意味していると指摘する。

こういった理解を、ただちに多遲摩毛理譚における「縵八縵矛八矛」の解釈として当てはめ得るわけではない。しかし少なくとも、縵・矛という形状に、神事にかかわる装飾具としての役割があった可能性を想定できるのではないだろうか。

おわりに

以上本稿では、『古事記』中巻・多遲摩毛理譚における登岐士玖能

迦旃旃木実の位置づけについて考察してきた。登岐土玖能迦旃旃木実という名称と、「今」における橘の実の在りよう、そして「縵八縵矛八矛」という形状の意味を考え合わせると、服用する不老不死（長寿）の薬としての役割よりも、装飾具としての役割が見出されるべきであろう。特に、天皇との関わりにおいては、新嘗会において橘の実が標山の装飾に用いられたらしいこと、そして臣下がそれを「うず」に挿し、「千年」を「寿く」振るまいがみえることから、天皇の御代とそこに集う人々の末永い繁栄の願いに、橘が深く関わっていることがわかる。当該譚において、「是今橘者也」という注が登岐土玖能迦旃旃木実に付与するものは、天皇個人の不老不死（長寿）を保証する仙薬としてのイメージよりは、御代の永続性を言祝ぐ装飾としてのそれではないだろうか。

なお、奥村和美氏によれば、漢詩賦においては、橘を忠誠の象徴とすることが半ば常套化しているという。当該譚はしばしば、天日矛の子孫である多遲摩毛理の忠誠譚として位置づけられる。登岐土玖能迦旃旃木実が他ならぬ橘であると注記されることには、そういった忠誠の象徴としての寓意が含まれているとみることも可能であることを、付言しておきたい。

【注】

(1) 諸本異同のある箇所だが、現行テキストの校訂にしたがい、「縵八縵矛八矛」として論を進める。なお「縵」字は、原文は異体字「縵」であるが、本文中では基本字「縵」で統一する。当該箇所諸本異同は以下のとおりである。

- 真福寺本 豊入弟縵八矛
- 兼永本 縵八竿縵八矛
- 春瑜本 縵八竿縵八矛
- 前田家本 縵八竿縵八矛（八竿の右に「八矛」とあり）
- 曼殊院本 縵八竿縵八矛
- 猪熊本 縵八竿縵八矛
- 寛永版本 縵八矛
- 延佳本 縵八竿縵八矛
- (2) 及川智早「タザマモリの『非時の香の木実』探求譚について―不老不死薬と徐福伝説―」（『古代研究』十七 一九八四年）
- (3) 西郷信綱『古事記注釈』第三卷（平凡社、一九八八年）
- (4) 井上さやか「時じくの香の実」（『同朋文学』二六号、一九九五年）
- (5) 植田麦『古代日本神話の物語論的研究』第一章第一節「古事記上巻の『天下』（和泉書院、二〇一三年）
- (6) 倉野憲司『古事記全註釈』第六卷（三省堂、一九七九年）、注3 西郷注釈、日本思想大系『古事記』（岩波書店、一九八二年）、

- (7) 日本古典文学大系『古事記』(岩波書店、一九五八年)、中村啓信訳注『新版古事記』(角川書店、二〇〇九年)が「香りの良い果物」とする。
- (8) 注7 西宮一民編『古事記』。
- (9) 新編日本古典文学全集『日本書記①』(小学館、一九九四年) 頭注
- (10) 『望月佛教大辞典』(増訂版、世界聖典刊行協会、一九五四～一九六三年)、織田佛教大辞典』(新訂重版、大蔵出版、一九六九年)
- (11) 小野寛『大伴家持研究』(笠間書院、一九八〇年)
- (12) 三保忠夫『木簡と正倉院文書における助数詞の研究』(風間書房、二〇〇四年)
- (13) 同時に、宴の主である橘諸兄が重ねられていることは言うまでもない。
- (14) 関根真隆『奈良朝食生活の研究』(吉川弘文館、一九六九年)は、正倉院文書中の「橘子」の例を挙げ、「橘が特別高価な品でもなかったことは事実のようである」としている。
- (15) 増田美子『古代服飾の研究―縄文から奈良時代―』(源流社、一九九五年) 第三章
- (16) 平館英子『萬葉歌の主題と意匠』第三章第一節「触れられる自然」(塙書房、一九九八年)
- (17) 廣岡義隆『万葉・新嘗会歌群考』(『万葉学論攷』続群書類従完成会、一九九〇年)
- (18) 東野治之「大嘗会の作り物―標の山の起源と性格―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一一四集、二〇〇四年)
- (19) なお、廣岡義隆氏は、前掲注17論文において「その橘枝・橘果は実物でも造り物であつても構はない」とし、うずに挿す橘が造り物である可能性も示している。
- (20) 吉野政治『日本植物文化語彙攷』第四章第一節「ヲトメ草―踐祚大嘗祭供神料」(和泉書院、二〇一四年)
- (21) 注6 倉野憲司前掲書。
- (22) 現行の諸注釈では、西郷信綱『古事記注釈』・新潮日本古典文学集成『古事記』・西宮一民編『古事記』・新編日本古典文学全集『古事記』が宣長説に依り、日本思想大系『古事記』・中村啓信『新版古事記』が倉野説に依っている。
- (23) 「縷」字は、しばしば「縷」字と異同が見られる。『万葉集』四二三八の例も、細井本・神田本・神宮文庫本・陽明文庫本・寛永版本では「縷」となっている。『日本霊異記』でも、興福寺本では「縷」、国会図書館本・群書類従本では「縷」となっており、「縷」と「縷」との異同が見られる。ただし「縷」字は、中国の古字書類には見えない。『大漢和辞典』が「国字」とし、また澤瀉久孝『萬葉集注釈』が巻二・一四九の注釈において「蔓草を蔓にするところより我が國で(筆者注…)「縷」に) 艸冠を加へたものと思はれる」とするように、日本における造字とみるべきであろう。奈良文化財研究所の木簡データベース

- ス (<http://www.nabunken.go.jp/Open/mokkan/mokkan.html>) によれば、長岡京出土木簡に「緩」字の習書がみえる。少なくとも奈良時代最末期には用いられていたことが分かる。
- (24) 注15増田美子前掲書、第四章附論一「鬢考」
- (25) 宮内庁ホームページ (<http://shosoin.kunaicho.go.jp/>) に依る。
- (26) 奈良文化財研究所木簡データベースに依る。平城京左京三条二坊長屋王邸出土。
- (27) 注3西郷信綱前掲書。
- (28) 現行の諸注釈では、倉野憲司『古事記全註釈』・日本古典文学大系『古事記』・新編日本古典文学全集『古事記』が宣長説に依り、日本古典文学集成『古事記』・日本思想大系『古事記』・中村啓信『新版古事記』が西郷説もしくは九条家本『延喜式』の書き入れに従っている。
- (29) 注12三保忠夫前掲書。
- (30) 注12三保忠夫前掲書。
- (31) 正倉院文書では、「橘子」の単位は「斗」「升」「斛」である。
- (32) 注16平館英子前掲書、同章同節。
- (33) 奥村和美「大伴家持の『橘歌』―引用と寓意と―」(『文学』一六一三、二〇一五年)

*小書は【一】によって示した。

稿を成すにあたり、毛利正守先生よりご教示をいただいた。また、編

集員の先生方よりご指摘・ご助言をいただいた。記して感謝申し上げます。

(ねごろ あさこ・川崎医療福祉大学医療福祉学部専任講師)